同窓会会員の会合に対する補助金を下記のように定める。

実施は 2025 年 04 月 01 日開催の会合から適用する。

●今年度は領収書のある郵便料金のみ実費を代表者に支払う。

●会合は同期会、クラス会、部活など同窓会会員が実施したものすべてを対象とする。
●郵便料金に限らず、会員を集める費用を対象とする。
●参加者は 1 回の会合で 50 名以上とし、原則　領収書は不要とする。補助金は参加者一人あたり 300 円とし、最大 3 万円までとする。但し 50 人以下でも郵便料金の領収書分は最大 2 万円まで補助をする。
●支払総額は毎年予算化し全て消化した時点で支払は無しとする。
●申請期間は開催後 1 ヶ月以内とする。
●申請手続きは
申請手続きは　青木宏憲 23 回生　(学校、回生統括担当役員)を窓口とし、代表者がメールで領収書、回生、人数、開催場所、支払口座を明記する。
また、HP に掲載用の記事、集合写真を添付することを条件とする、別途メールを窓口担当者に送ること。
●名簿は同窓会が管理しているので必要なら窓口担当者にご相談のこと。また名簿の変更等が分かればご連絡ください。